

令和 6 年 6 月 12 日現在

機関番号：13901

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2020～2023

課題番号：20K01346

研究課題名（和文）捜査活動と公正な裁判を受ける権利の保障 欧州人権条約6条をめぐるEU諸国の対応

研究課題名（英文）Guarantee of the right to a fair trial and investigation

研究代表者

宮木 康博（MIYAKI, Yasuhiro）

名古屋大学・法学研究科・教授

研究者番号：50453858

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,000,000円

研究成果の概要（和文）：欧州人権裁判所では、いわゆる犯罪誘発型のおとり捜査に対し、公正な裁判を受ける権利の侵害を理由に証拠排除の帰結を示した1998年のTeixeira判決を皮切りに、各国での対応が活発に議論されることになったが、本研究では、とくに、議論が活発化しているFurcht判決以降の状況を把握するべく2020年のAkabay判決を中心に検討を加えた。本判決が、量刑による斟酌や証拠の禁止では不十分であるとの判断をしたことは、ドイツの国内裁判所に大きな影響を与えたが、この点は、日本の議論においても、おとり捜査の法的帰結が政策的な問題として捉えることでは不十分であることを基礎づけるものであり、有益な示唆が得られた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

日本では、いわゆる犯意誘発型と機会提供型の区別の合理性が捜査法の領域で問われることになり、現在では、基本的に、捜査の適否の分水嶺とは考えられていない。もっとも、欧州人権裁判所の判例および各国の対応をみると、依然として、両者の区別は顕在的に意味をもつものとされている。その際に問題とされるのが公正な裁判を受ける権利である。この視点は、捜査の適否を前提とする法的帰結、とりわけ、違法収集証拠排除によることが有力化している日本において、一石を投じるものになる。なぜなら、従来の通説とされる二分説の意義を問い直すものであり、捜査法的问题とその余の問題の整理ないし関係性を問い直す意義があるからである。

研究成果の概要（英文）：The European Court of Human Rights has been actively discussing the measures to be taken by each country since the 1998 Teixeira decision, which ruled against the so-called crime-inducing entrapment and excluded evidence on the grounds that it violated the right to a fair trial. This study focuses on the Akabay decision of 2020 in order to understand the situation after the Furcht decision, after which debate has been increasingly active. The Akabay decision had a significant impact on the German domestic courts in that it ruled that the prohibition of evidence and the consideration of the sentence are not sufficient. This point provides a useful insight into the Japanese debate as well, as it is fundamental to the fact that it is not sufficient to view the legal consequences of entrapment as a policy issue.

研究分野：刑事法

キーワード：おとり捜査 身分泌匿捜査 公正な裁判を受ける権利 手続の打ち切り

1. 研究開始当初の背景

おとり捜査の本質的課題は何か。これまでのわが国では、アメリカ合衆国の罫の抗弁を参考に、学説実務における検討が開始され、二分説が通説となった。すなわち、対象者に犯罪の機会を提供しただけの場合は、適法、犯意を誘発した場合、すなわち、国家が犯罪を誘発した場合には違法ないし無罪との帰結が支持されたのである。しかし、学説上は、次第に二分説への批判が集まるようになった。すなわち、犯意誘発型であろうと機会提供型であろうと、いずれにしても、国家が犯罪の発生に関与していることに変わりはないとされ、適否を判断するうえで、対象者の範囲の有無は分水嶺にはならないと批判されたのである。そこから学説は、おとり捜査の「違法性の実質」は何かを問い始め、意思決定の自由の有無ないし意思決定過程の自由への侵害を問題とする見解や対象者の権利・利益の侵害・制約ではなく、国家が刑法が守る保護法益の侵害に求める見解などが主張され、後者が有力化して現在に至っている。いずれにしても、現在の学説は、おとり捜査の一般的法的性格として、強制処分性を否定し、任意捜査の限界を超えているか否かを問題とする点で、違いはない。

もっとも、そこからおとり捜査の法的効果は、違法な捜査の法的帰結との議論につながり、違法収集証拠排除という政策論的帰結が妥当であるとの帰結が導かれている状況にある。では、本当にそうなのであろうか。それは、捜査の適否から導かれる帰結としての正当性しかもたないのではないか。より本質的に、かつての二分説が問題とした犯意誘発型のおとり捜査の法的問題は、別のところにあり、別の帰結が理論的に導かれるのではないだろうか。それが刑事手続法の基本的な考え方との関係で解明すべき課題であるように思われる。

長年、わが国におけるおとり捜査の研究では、欧州人権裁判所の判例の動向、EU 諸国の判例・学説において議論されている捜査活動との関係を正面から取り上げる本格的な研究は十分にはなされてこなかった。本研究は、捜査活動と欧州人権条約 6 条 1 項の定める公正な裁判を受ける権利との関係性を分析・検討し、いかなる捜査活動が公正な裁判を受ける権利を侵害するのか、侵害があった場合の法的帰結はいかなるものになるのかについて、理論構造の解明を試みる。

具体的には、日本の議論のあり方が捜査法に照らした適否および違法の場合の法的効果に拘泥している感があることに対し、従来通説とされる二分説の当否を再考するとともに、捜査法上、現在の有力説である法益侵害説や意思決定そのものないし意思決定過程を問題とする学説をそれぞれ検討したうえで、法的効果ないし法的帰結論議について、現在の捜査法の帰結から導かれるであろう政策論的解決を再考する必要がある。以上が研究開始の背景である。

2. 研究の目的

本研究は、おとり捜査の議論を足掛かりに、捜査活動が欧州人権条約 6 条 1 項の定める公正な裁判を受ける権利とどのような関係性を有するのかを分析・検討し、いかなる捜査活動が公正な裁判を受ける権利を侵害するのか、侵害があった場合の法的帰結はいかなるものになるのかについて、理論構造の解明を目的とする。

公正な裁判を受ける権利は、わが国の刑事訴訟法の領域でも比較法研究が行われ、既に一定の研究成果が積み重ねられているが、そこでの議論は、被疑者等の防御権や弁護人の弁護権、自己負罪拒否特権を中核とする自白の証拠能力を取り扱うものであり、EU 諸国の判例・学説において議論されている捜査活動との関係を正面から取り上げる研究は未だなされていない。欧州人権条約 6 条の公正な裁判を受ける権利とほぼ同内容を定める国際人権規約 (14 条) を批准しているわが国において、本研究を実施する意義は小さくないと考えられる。

最終的には、おとり捜査の法的課題を考えるうえで、捜査の適否、捜査の適否から導かれる法的帰結、捜査の適否とは一応無関係に導かれる法的帰結があることを示し、おとり捜査の問題の構造を明らかにすることを目的とする。

3. 研究の方法

日本法の議論はひとまず措き、欧州人権裁判所の判例をベースに、関係諸国との比較法の手法を用いる。特に、欧州人権裁判所判例と依然として対立の激しいドイツを中心とする。その際、とくに、2020 年の Akbay 判決後のドイツの判例・学説の議論状況も可能な限りにおいてフォローする。

4. 研究成果

欧州人権裁判所では、いわゆる犯罪誘発型のおとり捜査に対し、公正な裁判を受ける権利の侵害を理由に証拠排除の帰結を示した 1998 年の Teixeira 判決を皮切りに、各国での対応が活発に議論されることになったが、本研究では、とくに、議論が活発化している Furcht 判決以降の状況を把握するべく 2020 年の Akbay 判決を中心に検討を加えた。

本判決が、量刑による斟酌や証拠の禁止では不十分であるとの判断をしたことは、ドイツの国内裁判所に大きな影響を与えたが、この点は、日本の議論においても、おとり捜査の法的帰結が政策的な問題として捉えることでは不十分であることを基礎づけるものである。

具体的には、日本では、いわゆる犯意誘発型と機会提供型の区別の合理性が捜査法の領域で問われることになり、現在では、基本的に、捜査の適否の分水嶺とは考えられていないところ、欧州人権裁判所の判例および各国の対応をみると、依然として、両者の区別は顕在的に意味を

もつものとされている。その際に問題とされるのが公正な裁判を受ける権利である。この視点は、捜査の適否を前提とする法的帰結、とりわけ、違法収集証拠排除によることが有力化している日本において、従来の通説とされる二分説の意義を問い直すものであり、捜査法的問題とその余の問題の整理ないし関係性を問い直すものとなる点で意義が認められる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 宮木康博	4. 巻 7号
2. 論文標題 おとり捜査における犯罪誘発と公正な裁判を受ける権利：有罪判決が犯罪誘発による証拠に基づく場合は、量刑斟酌ではなく証拠の排除が同様の結果をもたらす手続(手続の打切りなど)を要するとした事案：アクベイ判決：Akabay and others v. Germany, 15 October 2020	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 人権判例法	6. 最初と最後の頁 84-90
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 宮木康博	4. 巻 -
2. 論文標題 ドイツにおけるおとり捜査をめぐる新たな動向	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 山口 厚、酒巻 匡、大澤 裕、川出 敏裕編『寺崎嘉博先生古稀祝賀論文集上巻』（成文堂）	6. 最初と最後の頁 137 - 158
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計1件

1. 著者名 山口 厚、酒巻 匡、大澤 裕、川出 敏裕編	4. 発行年 2021年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 512
3. 書名 寺崎嘉博先生古稀祝賀論文集上巻	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------